

減額されていますか？

国民健康保険は保険料を減額または免除する制度があります。申請が必要です。

- Q** どんな場合に保険料が減額や免除になるのですか？
- A** いくつかの場合があります。ひとつは所得が神戸市の決めた基準以下の世帯です。その基準は年齢や所得、加入者数によって違います。
- Q** 私は68歳で妻と二人暮らしです。年金は205万円ですが減額できますか？
- A** できます。65歳以上で国保加入者が二人で公的年金の場合は年金額221万2500円までの世帯は申請すれば減額になります。
- Q** 64歳以下の1人世帯でも減額できますか？
- A** はい、その場合は公的年金119万5千円以下であればできます。また年金だけでなく給与所得や自営業の場合も基準にあてはまればできます。
- Q** ほかにどんな減額がありますか？
- A** 退職失業や自営業不振などで今年度の所得が激減した場合も基準にあてはまればできます。そのほか災害による減免や、病院に支払う一部負担金の免除制度もあります。

減免申請が認められて助かりました！



(65歳・女性・北区)

母親が要介護4の認定を受けました。認知症もあり障害者手帳がなくても障害者控除が受けられると聞いて区役所に申請しました。「障害者控除対象者認定書」がもらえ、市民税も下がり施設入所費も軽減できました。

夫が2年前に亡くなりました。厚生年金は210万円です。寡婦控除の申請をして市県民税が非課税になりました。国民健康保険料も安くなって本当に助かりました。



(70歳・女性・西区)



(70歳・男性・中央区)

年金生活、身体障害者1級です。「扶養親族等申告」もせず確定申告もしていなかったため、障害者・国保料控除等を受けていませんでした。5年間にさかのぼって還付請求し、所得税の還付金、市県民税・国保料も減額となり合わせて65万1875円が減額されました。